

## 5.2 こころ団地まつり実行委員会 規約

## こころ団地まつり実行委員会規約

### 1 名称

本委員会は、「こころ団地まつり実行委員会」(以下、「本会」という。)と称する。

### 2 組織

本会は、こころ団地会規約第 15 条(特別委員会に)に基づき、平成 26 年 2 月 15 日実施のこころ自治会平成 25 年度 11 回役員会で承認を受けた特別委員会である。

### 3 目的

本会は「こころ」自治会役員会内規第 2 条(役員職務)表 2(各部長の職務)に定められた、文化部長が実施するまつりを適正かつ円滑に実施するための助言を行うことを目的とする。

### 4 設置期間

こころ自治会で承認された日から、解散する日までとする。

### 5 活動

本会はその目的を達成するため、実行委員会を開催し、毎月の役員会で活動報告を行う。

### 6 運営

事業計画並びに事業予算については役員会に承認を得る。

### 7 委員

本会に委員を置く。

- (1)委員長 1 名
- (2)副委員長 2 名
- (3)委員 10 名程度 ただし委員数については上限を設けない。

### 8 委員の任務

委員の任務は次のとおりとする。

- (1)委員長は、本会を代表し会務を統括、遂行する。
- (2)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を遂行する。
- (3)委員は、委員長、副委員長を補佐し、会務の事務処理や本会活動を行う。

### 9 委員の選出

委員の選出は次のとおりとする。

- (1)委員長は、こころ自治会役員会において、文化部長が兼任もしくは役員及び経験者の中から選出する。
- (2)副委員長は、委員長が選出し、自治会役員会へ報告する。ただし、委員長が役員及び経験者の場合は、文化部長が兼任する。
- (3)委員は、こころ自治会から委員長が選出する。

#### 10 委員の任期

委員長の任期は、原則として 2 年とし、再選を妨げない。但し、やむを得ない理由により継続することが困難になった場合等には、必要に応じてこころ自治会役員会において選任、解任、役職変更することができる。副委員長、委員の任期は無期とする。但し、やむを得ない理由により継続することが困難になった場合等には、必要に応じて委員長が選任、解任、役職変更することができる。

#### 11 予算

本会活動に必要な活動費等は、こころ自治会の文化部の予算をあてることとするが、支出については役員会の事前承認を得る。

#### 12 旅費

本会の会員が、その会務のために旅費を必要としたときは、こころ自治会規約第 42 条(旅費附則)により処理する。

#### 13 会議

本会の会議は、委員会とする。

委員会は、委員長が委員を招集し、本会の活動に関し必要な事項を協議する。

#### 14 その他

本会の目的を達成するための活動において、疑義が生じた場合など、本会では判断ができない事項、本会規約改正等については、こころ自治会役員会で協議のうえ、承認を得て解決する。

#### 附則

本会規約は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。